

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本県相第274号
平成29年3月24日
宮城県警察本部長

宮城県警察相談センター設置運営要綱の改正について（通達）

宮城県警察相談センターについては、「宮城県警察相談センター設置運営要綱の改正について（通達）」（平成25年3月22日付け宮本広相第264号）により設置運営してきたところであるが、この度、宮城県警察相談センター設置運営要綱を別添のとおり改正し運営することとしたので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

平成29年度宮城県警察組織機構改編に伴い、相談センターの設置所属を「総務部県民相談課」から「総務部広報相談課」に改めたほか、相談指導官を削除した。

2 施行期日

平成29年4月1日

宮城県警察相談センター設置運営要綱

1 趣旨

この要綱は、宮城県警察相談センターの設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 設置

宮城県警察の相談及び苦情（以下「相談等」という。）に関する総合的な事務を行う宮城県警察相談センター（以下「相談センター」という。）を総務部広報相談課（以下「広報相談課」という。）に設置する。

3 管理

相談センターは、総務部広報相談課長（以下「管理者」という。）が管理する。

4 構成

相談センターは、広報相談課相談調査官、広報相談課課長補佐及び広報相談課相談係員で構成する。

5 事務

相談センターにおける事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警察本部における相談等の総合的な窓口業務に関すること。
- (2) 相談等の集約及び処理状況の管理に関すること。
- (3) 相談等の総合調整に関すること。
- (4) 関係機関及び団体との連絡、協議等に関すること。

6 相談等の受理等

電話等による相談等の受理のほか、警察本部に来庁して行う者の相談等の受理は、次によるものとする。

(1) 執務時間中

宮城県の休日を守る条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休業日」という。）を除く日の執務時間中における受理は、相談センターにおいて行うものとする。

なお、管理者が必要と認めるときは、受理時間帯を変更することができる。

(2) 休業日及び執務時間外

休業日及び執務時間外における受理は、総合当直の勤務員が行うものとする。

(3) その他

相談センターに来庁して相談等をする者については、庁舎管理規則（昭和40年宮城県規則第64号）の定め反する行為をしてはいけないこと及び職員の指示に従うことについて教示するものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、相談センターの運営に関し必要な事項は、管理者が定める。